

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当行におけるコーポレートガバナンスとは、株主をはじめ顧客、役職員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、当行が透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しております。

当行の基本的価値観である企業理念「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」の実践に向けて、実効的なコーポレートガバナンスの実現が必要不可欠であるとの認識に基づき、コーポレートガバナンスの強化および充実を最重要経営課題の一つに位置付けております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、コーポレートガバナンス・コードの定める全ての原則を遵守しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4:政策保有株式に係る保有方針および議決権行使基準】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第5条・第6条・第7条・第8条をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/pdf/toushi/company/governance.pdf>

【取組状況】

2020年3月期においては、2019年3月期実施した保有意義検証を踏まえ、一部の銘柄について、市場への影響やその他考慮すべき事情に配慮しつつ、売却いたしました。一方、取引拡大等当行の企業価値向上が見込めると判断した銘柄について、追加購入等を行いました。

また、2020年3月期末に保有する政策保有株式について、当行の企業価値向上の観点で個別銘柄ごとに保有目的を踏まえ、保有に伴う便益やリスク、コストに加え取引状況等を加味し総合的に経済合理性の検証を取締役に実施いたしました。その結果、上場政策保有株式の95%以上で保有意義が確認できました。保有意義が希薄化した銘柄については、保有意義の改善を目指す、もしくは売却を検討してまいります。

【補充原則1-4-1:政策保有株主から自社株式の売却等の意向が示された場合の対応】

政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合において、売却申出先の意思を尊重して対応することにしております。

【原則1-7:関連当事者間の取引】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第11条をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/pdf/toushi/company/governance.pdf>

【原則2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当行は、確定給付年金制度に係る年金資産の運用・給付その他の管理について、企業年金基金を設立のうえ実施しています。当行は、基金がアセットオーナーとして期待される専門的機能を発揮できるよう、市場運用、リスク管理、経営企画、人事の各部門における資産運用や企業年金制度に精通した者で構成する資産運用に関する委員会を定期的に開催し、運用の基本方針や運用受託機関の評価等について審議するなど、加入者・受給者の安定的な資産形成と年金基金財政の適正な運営を実現するための体制を構築しております。

企業年金基金では、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理および運用の適正を害する行為をしてはならない旨を規約で定めているほか、受益者が半数を占める代議員会において規約の変更等の重要な事項を決定することとし、受益者と会社との間における利益相反の適切な管理に努めております。

【原則3-1( ):企業理念や経営戦略、経営計画】

当行ホームページにて開示しておりますディスクロージャー誌および会社説明会資料をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/toushi/ir/disc.html>

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/toushi/ir/setsumeikai.html>

【原則3-1( ):コーポレートガバナンスに関する基本方針】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/pdf/toushi/company/governance.pdf>

【原則3-1( ):取締役および監査役の報酬決定に係る方針】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第27条および第28条をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/pdf/toushi/company/governance.pdf>

【原則3-1( ):取締役および監査役の選解任と取締役および監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第29条および第30条をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/pdf/toushi/company/governance.pdf>

なお、取締役および監査役が任期中に法令または公序良俗に反する行為を行った場合、当行の企業価値を著しく毀損させた場合、および選任後に期待された職務が適切に遂行されないと認められた場合には、ガバナンス委員会等の審議を経た上で、取締役会は解任案を決定し、株主総会にて決議いたします。

【原則3-1( )：取締役および監査役候補の指名理由】

当行ホームページにて開示しております株主総会招集通知(第2号議案・第3号議案)をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/pdf/toushi/ir/soukai/2020-soukai.pdf>

【補充原則4-1-1：取締役会の役割、責務】

会社法及びその他の法令により、業務執行の決定を取締役に委任することができないと定める事項及びその他重要な業務執行に係る事項を除いて、業務執行に係る権限の多くを経営会議、又は取締役及び執行役員等に委ねることにより、効率的な執行を可能とする態勢を構築しております。

【原則4-9：社外役員に係る独立性判断基準】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「社外役員に係る独立性判断基準」をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/pdf/toushi/company/governance.pdf>

【補充原則4-10-1：任意の仕組みの活用】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第33条をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/pdf/toushi/company/governance.pdf>

【補充原則4-11-1：取締役会のバランス、多様性および規模に関する考え方】

取締役会は、当行の経営の最高意思決定および監督機関であり、その機能が有効に働くように、取締役会を構成する取締役については知識、経験、能力バランスおよび多様性を勘案した上で、選任しております。

具体的には、取締役会は「経営管理全般」「営業推進」「与信管理」「その他リスク管理」等の各業務分野を担当する取締役及び、外部の知見を取入れ、また業務の執行を監督するため、独立社外取締役を加えた構成としております。現在、当行の独立社外取締役のうち1名は、女性役員がとめております。

【補充原則4-11-2：取締役および監査役の兼任状況】

社外取締役・社外監査役をはじめとする取締役・監査役については、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保する観点から、他の上場会社にかかる役員の兼任については、業務執行に支障の無い範囲で、合理的な水準に留めることとしております。

なお、当行の取締役及び監査役にかかる、他の上場企業の役員兼任状況は以下の通りです。

< 当行取締役・監査役 >	< 兼任状況 >
青柳 俊一	京葉瓦斯株式会社 社外監査役
坂本 淳一	株式会社東京機械製作所 社外監査役

【補充原則4-11-3：取締役会の実効性に係る評価結果】

取締役会の実効性評価については、当行の取締役会が、法令等の定める取締役会の役割を適切に果たすという観点から、取締役および監査役等の役員を対象とする無記名のアンケートによる自己評価方式により実施しました。

評価の結果として、取締役会がその役割を果たす過程において、明確な阻害要因となる事象は認められなかったことから、当行の取締役会の実効性は確保されていると認識しております。

今年度も、コーポレートガバナンス・コードの高度化も含め取締役会の役割を最大限発揮するために必要な取組みを引き続き検討・実施してまいります。

【補充原則4-14-2：取締役および監査役に対するトレーニングの方針】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第36条をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/pdf/toushi/company/governance.pdf>

【原則5-1：株主との対話の方針】

当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の第12条をご参照下さい。

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/pdf/toushi/company/governance.pdf>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	9,583,910	16.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,620,400	4.42

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,544,400	4.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,285,600	2.17
坂本飼料株式会社	1,249,700	2.11
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,221,300	2.06
千葉興業銀行行員持株会	1,173,817	1.98
明治安田生命保険相互会社	1,158,200	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,100,500	1.85
GOVERNMENT OF NORWAY	940,800	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当行のコーポレートガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
戸谷 久子	その他													
山田 英司	その他													
杉浦 哲郎	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

戸谷 久子	<p>戸谷久子氏は、当行と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。また同氏は千葉県庁の出身であり、2016年3月までは千葉県国民健康保険団体連合会常務理事でありました。2018年5月からは公益財団法人千葉日報福祉事業団理事に就任しております。</p> <p>当行は、千葉県の指定代理金融機関であり、預金・貸出等の通常の取引があるほか、子育て支援の一環として「千葉県安心こども基金」へ定期的に僅少の寄付を行っております。また、千葉県国民健康保険団体連合会、公益財団法人千葉日報福祉事業団とも一般的な預金取引があります。</p> <p>上記の取引は、その規模や性質に照らし株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>千葉県での長年にわたる地方行政の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であることから、引続き当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をしております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>
山田 英司	<p>山田英司氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの出身であり、2015年6月までは代表取締役副社長執行役員として業務執行に従事しておりました。現在は日本電子計算株式会社の代表取締役社長であります。</p> <p>当行は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにシステム運営を委託しているほか、預金等の通常の取引があります。また、日本電子計算株式会社からはソフトウェアを購入し、保守契約を締結しています。</p> <p>上記の取引は、その規模や性質に照らし株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>元株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役副社長執行役員、現在日本電子計算株式会社代表取締役社長で、システム開発等(地銀共同センター関連等)の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であることから、引続き当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をしております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>
杉浦 哲郎	<p>杉浦哲郎氏は、2007年3月まで株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下、同グループ)の執行役員でありました。2007年4月からは、みずほ総合研究所株式会社専務執行役員、2011年7月同社副理事長。2014年4月からは、独立系のシンクタンクである一般社団法人日本経済調査協議会専務理事に就かれ、2019年11月に同協議会理事を退任、現在は同協議会調査委員長に就かれております。</p> <p>同グループ傘下の株式会社みずほ銀行(以下、同行)は、当行の主要株主であり、同行との間では経営コンサルティング業務委託契約を締結し、当行からの要請により同行からの出向者が本部に在籍しておりますが、当行の経営方針や経営戦略ならびに各種施策は、当行内において十分な討議と意思疎通に基づき法令を遵守した意思決定を行う体制をとっており、同グループからの独立性を確保しております。</p> <p>また、当行は日本経済調査協議会の正会員として情報提供サービスを受けております。</p> <p>上記の取引は、その規模や性質に照らし株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>金融機関系シンクタンクや独立系シンクタンクのチーフエコノミストとしての長年にわたる実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外取締役として選任をしております。当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当行が定める「社外役員に係る独立性判断基準」を充足するとともに、株式会社東京証券取引所が義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
--------	--------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------	-------------

指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	8	0	3	3	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	8	0	3	3	0	2	社外取締役

補足説明 更新

ガバナンス委員会(以下、本委員会)は、取締役会の実効性向上に向けて、役員の人事や報酬をはじめとする経営上の重要事項の決定プロセスにおいて、積極的に独立役員の外部知見を取り込むとともに、独立性及び客観性を確保することを目的として設置しております。

本委員会は、取締役会の諮問機関として、次の事項を審議し、取締役会へ答申することとしています。

(1) 取締役・監査役候補の指名、役付執行取締役・役付執行役員・執行役員・COOの選定及び代表取締役の選定等、役員の指名・選解任に関する事項

(2) 役員の報酬制度設計及び個別報酬案等、役員の報酬に関する事項

(3) 後継者計画等に関する事項

(4) その他、コーポレートガバナンスに関して取締役会が諮問する事項

本委員会の委員は、代表取締役(社内取締役)3名、社外取締役3名、社外監査役(その他)2名の計8名で構成されております。委員長は独立社外取締役としており、2019年度は6回開催いたしました。

上記のとおり、本委員会は指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携の内容は、会計監査人の往査及び監査講評への立会い、会計監査人との意見交換会の開催等であります。監査役と会計監査人の連携により、実効性の高い監査の実施に努めております。

監査役と内部監査の連携については、内部監査部門の個々の監査が終了次第、監査役は監査報告書による報告を受けており、内部監査の結果について状況把握しております。また、監査部との意見交換会を、常勤監査役は毎月1回、社外監査役を含む監査役全員とは半期に1回開催し、連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安藤 正紀	他の会社の出身者													
坂本 淳一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 正紀		<p>安藤正紀氏は、2011年6月まで明治安田生命保険相互会社の業務執行者でありましたが、以降、直接業務執行には携わっておりません。</p> <p>当行は、明治安田生命保険相互会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。</p> <p>上記の取引は、その規模や性質に照らし株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>明治安田生命保険相互会社等での経歴により、客観的な監査の目で社外監査役の役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任をしております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が義務付けている独立役員要件を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>
坂本 淳一		<p>坂本淳一氏は、2014年3月まで株式会社損害保険ジャパン(現、損害保険ジャパン株式会社)の業務執行者でありましたが、以降、直接業務執行には携わっておりません。</p> <p>当行は、損害保険ジャパン株式会社と預金等の通常の取引があるほか、当行の窓口では同社保険商品の取扱いを行っております。</p> <p>上記の取引は、その規模や性質に照らし株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。</p>	<p>損害保険ジャパン株式会社等での経歴により、客観的な監査の目で社外監査役の役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任をしております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所が義務付けている独立役員要件を満たし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。</p>

**【独立役員関係】**

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当行は、独立役員資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の基本報酬における業績連動報酬に係る指標は、「当期利益計画の達成状況」であります。当該指標を選択した理由は、取締役の当行業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであり、当期利益計画の達成率に応じた支給率を段階的に設定しております。

報酬に関しましては、後段の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」の記載もご参照ください。ストックオプション制度に関しましては、次項目をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

付与対象者は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員となります。取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の業績及び企業価値向上への貢献意欲並びに株主重視の経営意識を高めるため、導入をしております。

**【取締役報酬関係】**

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬は、111百万円(固定報酬:85百万円、業績連動報酬:14百万円、ストックオプション:11百万円)であります。監査役(社外監査役を除く)に支払った報酬は、27百万円(固定報酬:27百万円)であります。社外役員に支払った報酬は、24百万円(固定報酬:24百万円)であります。

監査法人に対する監査報酬は、監査証明業務に基づく報酬が60百万円、非監査業務に基づく報酬が10百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行の取締役及び監査役の報酬は、基本報酬(固定報酬+業績連動報酬)、賞与、株式報酬型ストックオプションで構成されております。基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の各期業績を勘案して決定しております。併せて、取締役の業績及び企業価値向上への貢献意欲並びに株主重視の経営意識を高めるため、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

監査役及び社外取締役の報酬については、中立性及び独立性を高めるため確定金額報酬のみとしております。

当行の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年6月27日であり、決議の内容は、取締役の報酬限度額は年額144百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内としております。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額は、年額30百万円以内としております。

当行の取締役及び監査役の報酬の総額は、株主総会において役員報酬限度額を決議し、その範囲内で、取締役の報酬は取締役会の諮問機関である「ガバナンス委員会」の答申を踏まえ取締役会が決定し、監査役の報酬については監査役会が決定いたします。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役の活動が円滑に行われるよう、秘書室ならびに監査役室所属の行員がサポートしております。取締役会の開催にあたっては、社外取締役・社外監査役へ事前に議題を通知し、また、秘書室長兼監査役室長ならびに常勤監査役が個別に要旨の説明を行っております。これらによって十分な情報伝達を行い、銀行の的確かつ公正な経営管理、ならびに厳格な監査の実施を可能としております。

#### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

相談役・顧問等の制度はありますが、現在対象者はおりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当行は、監査役会設置会社の形態を採用しており、機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を置いております。

経営の最高意思決定機関及び監督機関である取締役会は、取締役会規程等に基づき、経営方針等の決定を行うとともに、業務の執行状況の報告を受け、その遂行状況の監督を行っております。取締役会は9名の取締役により構成され、うち3名の社外取締役を選任しております。2019年度は19回開催しました。

また、取締役会の下部組織として、経営会議を設置し、取締役会の権限の一部を委譲することにより、経営の効率化、執行のスピードアップを図っております。2019年度は55回開催しました。

さらに、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。ガバナンス委員会については社外役員を中心に構成され、取締役及び監査役等の役員の指名及び選任並びに報酬に関する事項等について、公正・客観的な視点で委員会の機能を最大限発揮する仕組みを構築しており、取締役会の実効性向上、ひいては当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。

監査役会は、4名の監査役により構成され、うち2名の社外監査役を選任しております。監査役は、監査役監査基準に則って、取締役が行う意思決定状況、法令等遵守、リスク管理、企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行っております。

取締役会に帰属する内部監査部門として、監査部を設置しております。監査部は、取締役会で決定した内部監査規程及び内部監査計画等に基づき、銀行及び連結子会社のリスク・マネジメント、コントロール及びガバナンスの各プロセスの有効性を検証・評価し、課題改善に向けた提言を行っております。

会計監査の状況

・会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人  
 ・業務を執行した公認会計士 藤井 義博、長谷川 敬  
 ・監査業務に係る補助者構成 補助者は、公認会計士6名、その他9名の計15名です。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由



当行は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。なお、監査役4名中2名は大企業の経営者としての経験と見識を有する社外監査役を選任しており、適法性の監査に加え、取締役会における決定や業務執行にあたり、その経験や見識に基づいたアドバイスを受けることができる状況にあります。

また、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性を更に向上させるとともに、社外有識者の知見を経営に活かすことを目的として、社外取締役を選任しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に取り組んでおります。 今年度の招集通知発送日は、2020年6月3日でした。また、招集通知の情報開示は、当行ホームページやTDnetにおいて、2020年5月26日に行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、決算発表・事業報告・招集通知等法定書類の正確性確保、総会当日の株主受入態勢充足を前提とし、集中日とならないよう設定を行っております。 今年度の定時株主総会は、2020年6月25日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	一般株主のみなさまには、みずほ信託銀行株式会社が提供する議決権行使専用のウェブサイトにて、議決権の電子行使ができるようになっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家のみなさまには、株式会社ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームにて、議決権行使ができるようになっております。
招集通知(要約)の英文での提供	当行のホームページやTDnet、議決権電子行使プラットフォームにて、招集通知(要約)の英文での提供を行っております。
その他	経営方針や業績等を説明する際、資料のビジュアル化を図り、わかりやすい説明を実施しております。また、株主総会終了後、議案に対する賛否結果を当行ホームページに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2018年12月に情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)を制定し、当行のホームページで公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を例年開催しております。 今年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場での説明会を中止し、ウェブサイト上で、代表者自身による説明映像をオンデマンド配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会資料を、当行ホームページに掲載しております。また、代表者自身による説明映像をウェブサイトで公開するなどし、投資家のみなさま、お取引先のみなさま等に広く、当行の企業情報を提供しております。 英文開示について、株主総会招集通知(要約)以外にも、決算短信サマリー(概要)やアニュアルレポートもホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念である『地域とともに お客さまのために「親切」の心で』は、地域との共生、顧客本位といった当行の経営姿勢を示すとともに、「千葉興業銀行行動憲章」に基づき、お客さまや株主・投資家、地域社会等の幅広いステークホルダーの信頼確立に向け取り組んでおります。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>企業理念に基づく企業活動として、コスモスコンサートやコスモスセミナーの開催などメセナ活動や各種社会貢献活動に積極的に取組み、ホームページやディスクロージャー誌等に公表しております。小学生を対象に仕事体験を通じてお金の仕組みと役割を学ぶ「サマーキッズスクール」、高校生向けの金融経済教育として、「全国高校生金融経済クイズ選手権大会(エコノミクス甲子園)」千葉大会の開催等、地域の次世代育成支援へ積極的に取り組んでおります。</p> <p>環境への取組みとしては、「ちば興銀の森」活動を実施しております。津波による塩害や松くい虫等の影響により壊滅状態にある匝瑳市新堀海岸県有林の再生を目指し、2014年度から毎年1,000本(5年間で5,000本)の植栽を実施しました。現在は毎年草刈り等のメンテナンスを行い、海岸保安林再生活動を継続しております。</p> <p>また2019年には、台風や大雨により被害を受けた県内停電地区へ電源車派遣し電気を供給したほか、水やブルーシート等の物資も提供、行員のボランティア派遣も行いました。さらに被災地の復旧・復興にお役立ていただくため、千葉県に義援金を拠出しました。</p> <p>2020年6月には、新型コロナウイルス感染症にかかわる医療従事者の皆さまの活動を支援するための寄付も千葉県へ行ってあります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当行は経営情報を積極的かつ公正に開示し、広く社会とのコミュニケーションを図り、透明な経営を行う旨、「千葉興業銀行行動憲章」に定めております。</p> <p>情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)に則り、ディスクロージャー誌やミニ・ディスクロージャー誌、ホームページ等を活用して適切な情報開示に努めているほか、積極的なニュースリリースによりマスコミを通じて、広く地域のみならずさまに情報を提供しております。</p>
<p>その他</p>	<p>(女性の活躍に向けた取組み)</p> <p>当行では、女性の活躍促進に向けて、「ポジティブ・アクション」と「ワーク・ライフ・バランス」の取組みを積極的に進めています。</p> <p>「ポジティブ・アクション」への取組みとしては、管理職への登用、営業店の融資事務・融資渉外業務や本部専門業務への職域拡大を推進しています。</p> <p>また、「ワーク・ライフ・バランス」への取組みとしては、育児や介護に専念できるように、関連法規(育児・介護休業法等)を上回る水準の行内規程を設けるとともに、産休・育休中から復帰するまでの間、復職支援サイトの利用等による復職支援プログラムの運用により、休業中の情報発信や新商品・事務の改正点等の習得を支援しています。</p> <p>2018年4月には、これまでの女性活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な企業として、千葉県で初めて女性活躍推進法に基づく「基準適合認定一般事業主」の最上位の認定を受けました。</p> <p>2018年12月には、男性従業員の育児参加機会増大を目的とした休暇制度の拡充や、女性従業員の継続就業を目指した体系的なキャリア研修の実施などの取組みが評価され、次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート特例認定企業」として認定を受けました。</p> <p>2019年4月には、子の介護のための特別休暇、短時間勤務制度における対象となる子の年齢引上げや、育児休業の取得回数制限の撤廃、配偶者出産特別休暇を産前の期間まで含める等制度拡充を行い、更なるワークライフバランスの仕組みを推進してまいります。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、当行グループにおける業務の適正を確保するため、以下の11項目の体制整備を図っております。

##### (1) 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。
- ・コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコンプライアンスの推進を行っております。
- ・部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。
- ・コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。
- ・取締役会は、コンプライアンスに関する事項等の業務執行状況について定期的に報告を受けることにより、取締役等の業務執行を適切に監督しております。
- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行行動憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。
- ・業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しております。
- ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。

##### (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。
- ・取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。
- ・株主や顧客に当行をご理解いただくため、当行の経営内容・方針等をより分かり易くお知らせすることを基本として、情報開示方針(ディスクロージャーポリシー)を制定して広報・IR活動の充実を図っております。

##### (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。
- ・方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。
- ・リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。
- ・当行の直面するあらゆる緊急事態によって、人命、当行の財産や社会的信用が失われるおそれがある場合に、通常業務を超えて事前・事後の緊急対策を実施しております。

##### (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度の導入と併せ、経営会議及び各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。
- ・取締役会は、経営計画を策定し、当行の業務に関する重要な事項を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。
- ・取締役会は職務分掌や職務権限を定め、効率的な運営を図るとともに相互に牽制する体制を構築しております。

##### (5) 当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

###### (イ) 当行の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

当行は、連結子会社については管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、連結子会社に対し重要な事項又は必要と認められた事項について協議・報告を求めることができます。

###### (ロ) 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、連結子会社に対するリスク管理に当たっては、連結子会社がリスク管理体制を整備するための支援・指導を行うとともに、連結子会社に所在する各種リスクを法令等に抵触しない範囲で統合的に管理しております。

##### (ハ) 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当行は、連結子会社について職務分掌や職務権限を定める等、効率的な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、各管理所管部署より、必要に応じて指導・支援を行っております。

##### (ニ) 当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当行は、連結子会社が適切なコンプライアンス体制を構築するよう、一元的に把握管理するため、連結子会社より、コンプライアンスの遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度、報告、事前協議を受けるものとし、また、連結子会社からの報告等に基づいて適切な対応を行っております。
- ・法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、連結子会社は、各社が内部通報制度を設置しております。

##### (ホ) その他の当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であることから、同社がグループ統一の基準で定めた「子会社等経営管理規程」を遵守し、同社の子会社である株式会社みずほ銀行に重要事項の事前通知・報告を行い、同行から経営管理を受けております。
- ・当行は、リスク管理、コンプライアンス、内部監査について、株式会社みずほフィナンシャルグループが定めた基本方針に基づき株式会社みずほ銀行が定めた基本方針に則り、同行から管理を受けております。

##### (6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。

##### (7) 前号の使用人の当行の取締役からの独立性及び当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。

・監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項としております。

#### (8) 当行の監査役への報告に関する体制

##### (イ) 当行の取締役等及び使用人が当行の監査役に報告するための体制

・取締役会等諸会議への監査役への出席、取締役宛稟議の監査役への回覧、監査結果を含む活動状況報告の他、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構築しております。  
・その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、担当役員がすみやかに監査役へ報告を行っております。  
・なお、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

##### (ロ) 当行の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制

・当行は、連結子会社管理の統括部署として経営企画部関連事業室を設置し、連結子会社の管理状況を監査役に定期的又は随時報告しております。  
・連結子会社は、各社が内部通報制度を設置するとともに、通報内容については経営企画部関連事業室を経由して、当行の監査役に報告しております。

##### (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、コンプライアンスの基本方針において、内部通報制度の利用に際しては、通報者のプライバシーを尊重することを定めるとともに、人事その他あらゆる面で不利な取扱いをすることを禁止しております。

##### (10) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役会において監査役職務の遂行上必要であると決議された費用等について、あらかじめ予算に計上するとともに、追加の費用等の発生に際しては、すみやかにこれを負担しております。

##### (11) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

・内部監査部門による報告・連携など監査役職務の実効性確保に資する措置を講じております。  
・代表取締役は監査役と定期的に意見交換会を開催しております。  
・監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べることが可能な運営としております。

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証するため、監査部による内部監査、監査役監査、会計監査人監査等により監査機能の充実・強化を図っております。

また、各体制に基づく、本事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

##### (1) 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・反社会的勢力対応を含むコンプライアンス対応について、事業年度中の対応結果・実績を取締役に報告しました。また、コンプライアンス委員会を事業年度において6回開催し、コンプライアンスについて組織横断的な議論を実施しました。  
・内部監査については、監査結果を含む活動状況報告および品質評価結果を取締役に報告しました。  
・内部通報制度に係る運用状況を、四半期毎に取締役会に報告しました。

##### (2) 当行の取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会及び経営会議等の議事録について、適切に保管・管理を行いました。  
・広報活動については、年2回のディスクロージャー誌の発行に加えて、機関投資家向け決算説明会を行いました。また、当行の活動について広くご理解いただくため、適宜プレスリリースを実施しました。

##### (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理委員会を、事業年度において12回開催し、リスク管理における重要事項を組織横断的に共有・議論しました。  
・危機管理委員会を事業年度において3回開催し、危機管理における重点施策及び平常時における事前施策を策定しました。

##### (4) 当行の取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・中期経営計画の進捗状況について、四半期毎にフォローを行いました。  
・取締役会の権限の一部を経営会議及び各執行役員に委譲のうえ運営し、効率的な業務執行を図りました。

##### (5) 当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ内において、各社の経営計画ならびにコンプライアンス及びリスク管理に係る実績・取組結果について共有しました。

##### (6) 当行の監査役職務の執行を支える体制

監査役は、取締役会等の諸会議に出席し、また当行及びグループ各社の代表取締役と定期的に面談を実施することにより、当行グループ全体の経営状況及び業務執行状況の把握を図りました。また、監査役は、当行の内部監査部門及びグループ各社の監査役より、監査結果を含む活動状況報告等について報告を受けることにより、グループ各社における業務執行の適法性及び有効性を確認しました。

## 2. リスク管理体制

当行は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、銀行業務に内在するリスクの所在、規模、質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持、向上に努め、経営基盤をより強固なものとすることをリスク管理の基本方針としております。主要なリスクについて、管理規程、所管部署を定め管理する体制とするとともに、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理する体制としてリスク統括部を設置する他、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置するなど、リスク管理の実効性向上に向けた体制の強化等に取組んでおります。

## 3. コンプライアンス体制

銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重さに対する認識のもと、コンプライアンスについては、経営の基本原則と位置付けております。コンプライアンス委員会を設置して組織横断的な議論を行うほか、各部室店にはコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスを推進しております。

これまでも、コンプライアンスに係る諸規定の整備・充実、態勢の整備・強化を図ってまいりましたが、社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し的確に対応すべく、研修の充実やコンプライアンス・プログラムの実施等により行内への周知徹底を図るなど、法令等遵守態勢のさらなる充実を図っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、企業活動遂行上の行動基準と位置付けている「千葉興業銀行行動憲章」の一項目に「反社会的勢力との関係遮断」を掲げ、「反社会的勢力に対する基本方針」をホームページに公表し、反社会的勢力との関係遮断を明確に示し、研修等を通じて基本的な考え方を行内に周知徹底しております。また、規程類・マニュアル類を整備し、反社会的勢力との具体的対応要領をわかりやすく示すとともに、営業店・本部の連携、警察当局との連携により、反社会的勢力から接触があった場合にも、すみやかに対応策を協議し適切な対応ができる体制を構築しております。反社会的勢力との関係遮断に取り組む姿勢が一層求められる中で、引き続き十分な行内態勢の構築・強化に取り組んでまいります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

東京証券取引所が定める適時開示規則を遵守し、投資者への適時・適切な開示を徹底するため、重要な会社情報の伝達・公開に関する行内規則に則り、当行及び当行の連結子会社に係る開示情報が、所管部署から経営企画部(広報室)に迅速に伝達され、適時開示規則に基づいた開示決定後、直ちに当該会社情報を開示する体制となっております。

#### 1. 会社情報の報告・管理

適時開示に該当する会社情報は、本部所管部署において了知した場合、経営企画部にすみやかに報告され、経営企画部は、当該会社情報の事実確認と開示の実施まで厳格に管理を行っております。

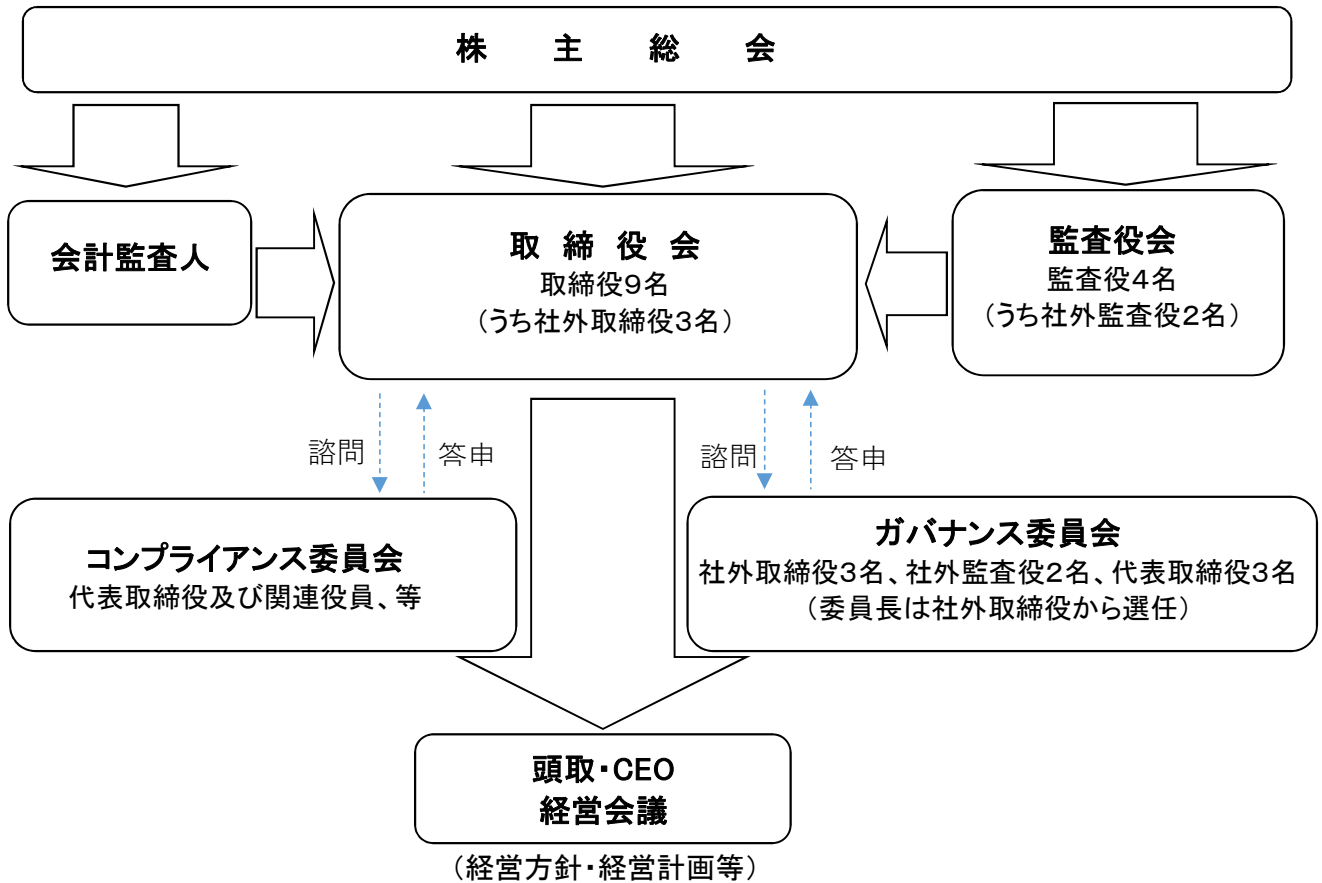
#### 2. 会社情報の開示手続き

経営企画部は、開示要件に基づいて所管部署・情報取扱責任者(担当役員)と協議により開示の可否を決定、開示様式を基に開示資料を作成し、所管部署及び経営企画部の精査後、リスク統括部の法令等要件精査を受けたうえで、常務役員報告、情報取扱責任者(担当役員)の承認(情報内容により取締役会、経営会議へ付議)後、適時開示を実施しております。

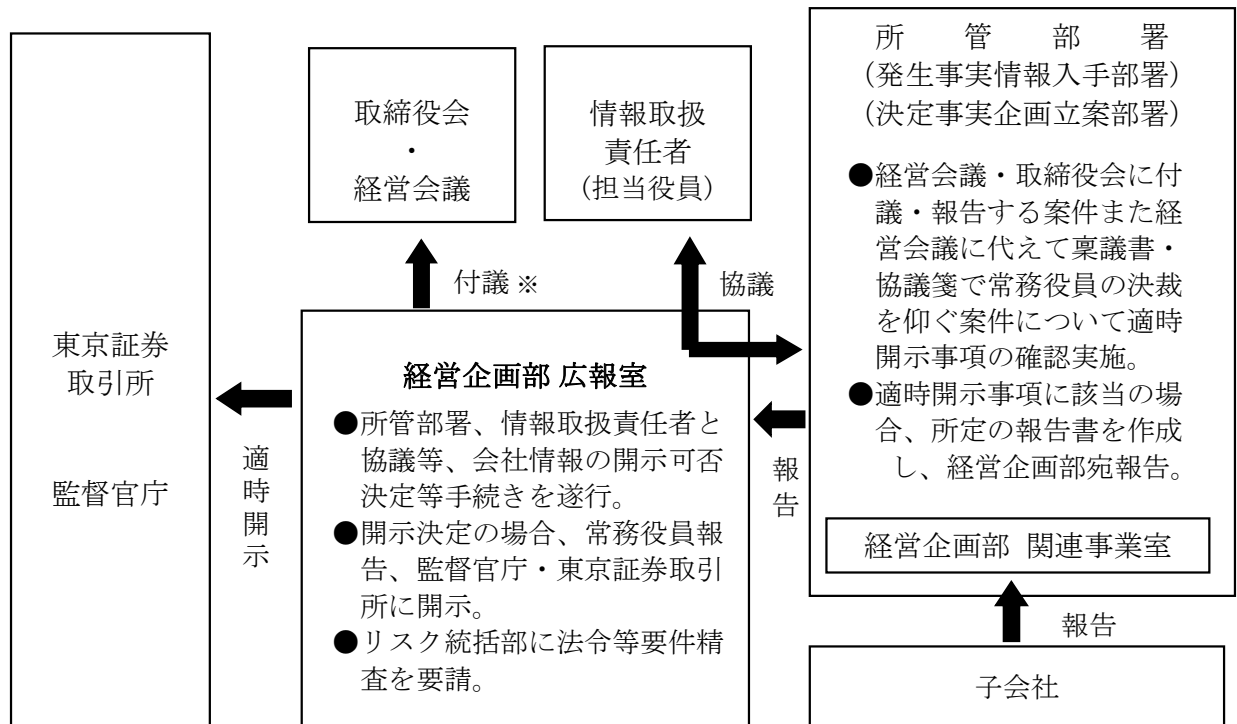
#### 3. 会社情報公表後のモニタリング

経営企画部は、公表後の影響について新聞記事や雑誌、インターネット上での掲載状況をモニタリングし、公表による影響について役員との情報共有を行っております。

## 当行のコーポレート・ガバナンス体制



## 適時開示体制の概要



※ 決算に関する情報については、経営会議・取締役会に付議により開示決定後、監督官庁・東京証券取引所に適時開示する。